

施行日  
令和8年  
3月31日

# 仙台市火災予防条例 の一部が改正されました。

～簡易サウナ設備って何?～



## 簡易サウナ設備

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバケル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する事例が全国で増加しています。

消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に固定式の放熱設備を設置することを想定した内容となっていたため、テント型サウナやバケル型サウナの構造・材質等の特性に応じた基準となるよう見直しを図りました。

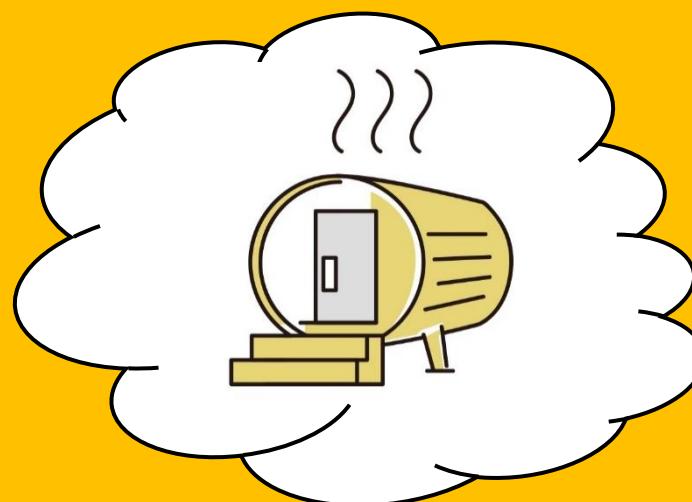
屋外に設ける  
最大出力 6kW以下の  
薪ストーブor電気ストーブ  
のことです。

※ガスストーブや灯油ストーブは  
一般サウナ設備として規制します。

テントサウナ



バケルサウナ



浴場等サウナ



簡易サウナ設備

一般サウナ設備

### ・仙台市火災予防条例の改正概要

- (1) 建築物等及び可燃性の物品から消防局長が定める火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。  
※ 薪を燃料とする簡易サウナ設備については、火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、上記の装置に代えることが可能。
- (3) 薪を燃料とする簡易サウナ設備については、不燃材料で造った「たき殻受け」を付設すること。
- (4) 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (5) その他火災の予防のために必要な事項に係る基準を遵守すること

・個人が設置するものを除き、設置前にその旨を所轄消防署長に届け出するようお願いします。

製品の取扱説明書等に  
従って正しく使用しましょう。

#### 【お問い合わせ先】

消防局予防部規制指導課 022-234-1111  
青葉消防署予防課 022-234-1121  
宮城野消防署予防課 022-284-9211  
若林消防署予防課 022-282-0116

太白消防署予防課 022-244-1119  
泉消防署予防課 022-373-0119  
宮城消防署 022-392-8119

# 知って安心！

## 簡易サウナ設備

① サウナの製造元が示す使用方法に従って正しく使用しましょう。

② 風や地震等で倒れないように適切な転倒防止の措置を講じましょう。

③ 热源にタオル等の可燃物が接触しないように気を付けましょう。

### テント & バレル



- 1 最大出力 6kW以下
- 2 薪or電気ストーブ
- 3 屋外設置

④ 薪を燃料とする簡易サウナ設備には、消火器を設置しましょう。  
※熱源を遮断する装置が設けられている場合は不要。

⑤ 薪を燃料とする簡易サウナ設備には、「たき殻受け」を設置しましょう。



### Q&A

Q 個人が設置する「テント型・バレル型サウナ」は規制の対象になりますか？

A. 利用目的により判断されます。

個人が自ら使用する目的で設けるものについても基準に従い設置する必要がありますが、管轄消防署への届出は不要です。

なお、個人が設けるものであっても、利用料を徴収する等、商業目的で設置するものについては届出が必要です。また、個人、法人を問わず商業目的で簡易サウナを設置する場合は、公衆浴場法の許可（各区保健福祉センター）が必要となります。その際は、管轄消防署あてに「消防法令適合通知書」の交付申請を行うことにもご留意ください。

Q 定格出力が6kWを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制。

Q 建物の屋上に設置する「テント型・バレル型サウナ」は簡易サウナ設備に該当しますか？

A. 簡易サウナ設備に該当。

建物屋上は直接外気に接する場所として簡易サウナ設備の規制に該当します。ただし、常に展開した状態で恒常的に設置されるテント型サウナや、バレル型サウナは建築基準法上の建築物に該当し、建築基準法令にも適合する必要があります。

Q 建物内に設置する「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制。

屋外その他の直接外気に接する場所以外の場所に設置する場合は、一般サウナ設備としての規制が適用されます。

#### 【お問い合わせ先】

消防局予防部規制指導課 022-234-1111  
青葉消防署予防課 022-234-1121  
宮城野消防署予防課 022-284-9211  
若林消防署予防課 022-282-0116

太白消防署予防課 022-244-1119  
泉消防署予防課 022-373-0119  
宮城消防署 022-392-8119